

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、タクシー乗務員として就労していた。
- 2 請求人によると、○年○月下旬頃、腰の痛みから車の乗降が難しくなり、市販の湿布薬で様子を見ていたが、同年○月○日、腰の痛みだけでなく、右足の感覚がなくなり、同第1趾に力が入らなくなったという。請求人は、同月○日、C医療機関に受診し、「腰部脊柱管狭窄症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして○年○月○日から○年○月○日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

業務による腰痛については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会もその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

請求人は、腰部に負担のかかる業務により本件疾病を発症した旨主張している。災害性の原因によらない腰痛に該当するかについて検討する。災害性の原因によらない腰痛については、①腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間従事する労働者に発症した腰痛、②重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当期間（おおむね10年以上）にわたって継続して従事する労働者に発症した慢性的な腰痛に類別されている。

(1) ①については、筋、筋膜等の軟部組織の疲労がその原因として考えられるとして例示されているところ、請求人は骨変化を伴う本件疾病を○年○月○日に発症しており、しかも、D医師は○年○月○日付けの意見書において下記(3)のとおり、②の要件で判断されることの多い脊椎分離すべりが本件疾病の原因となっていると意見していることから、本件疾病の業務起因性を検討するに当たっては、②の枠組みにより判断することが適当であることから、以下、②について検討する。

(2) ②についてみると、請求人の会社での勤務は○年○月からの約2年間であり、それ以前の業務において腰部に負担のかかる業務に従事したことを認めるに足る資料はないことから、本件疾病は「重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当期間（おおむね10年以上）にわたって継続して従事する労働者に発症した慢性的な腰痛」には該当しないものと判断する。

(3) 仮に、①の枠組みで判断するとした場合、請求人が従事していた業務が次の

ア又はイの業務に当たるか否かが問題になるので、以下検討する。

ア 「腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務」に当たるか否かについて

請求人は、「可能な限り運転席シートを前に出して、相当無理な姿勢を継続した」と主張するが、当該姿勢は余裕のある運転姿勢とはいえないものの、一般的な運転姿勢であると認められることから、「極めて不自然ないし非生理的な姿勢」に当たるとは認められない。

また、請求人は、「客が料金精算する場合、運転席に座った状態で上半身を捻る必要があり、その動作の際に痛みを覚えた。」と主張するが、当該動作をする必要があるのは、客が降車をする場合に限られるので、「数時間程度行う業務」には該当しない。

そうすると、決定書理由（略）に説示するとおり、請求人が上記アの業務に従事していたことは認められない。

イ 「長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を継続して行う業務」に当たるか否かについて

請求人の乗務員日報の記録をみると、例外はあるものの、休憩をおおむね一定時間内ごとに取得していることが認められることから、請求人は、上記イの業務に従事していたものとは認められない。

この点、請求人は、休憩時間ではなく、手待時間にすぎないと主張するとともに、当該時間においても車載されているタブレット端末（以下「端末」という。）や携帯電話（以下「携帯」という。）に配車連絡があるため、トイレ、喫煙及び食事に要する時間である30分間以外は、車から降りることがなかったことから、上記イの業務に当たると主張する（本件公開審理）。

しかしながら、請求人の乗務記録からは深夜時間帯に長距離の顧客を把握して営業収入を伸ばし、長距離の顧客を乗車させた後は、都心部での乗務が多いことがうかがえるところ、顧客が集中しているのは深夜午後〇時頃から午前〇時頃までであることを請求人は認めている（本件公開審理）。

そして、携帯はいうまでもなく車外でも情報を得られるところ、端末に係る情報に関し、Eが「お客の行き先などが端末に表示されるので、運転時間や売り上げのことを考えて、受けないことができます。」と申述していること、更にFが「端末は、車のそばで体を伸ばしていても、端末に情報が入っ

てくるのが分かります。降りていてもドアを開けて端末操作するだけですので、車を降りないことはないと思います。」と申述し、予約の客を迎えに行くのに時間がある場合に「請求人からたばこを吸って時間を潰そうと誘われたことは何度もある。」とも申述していることからすると、請求人が端末や携帯による情報を活用しつつ効率的に乗務を行っていたことは認められるものの、車内で必ず待機していたとまで推認することは困難であり、少なくとも深夜午後〇時頃より前又は午前〇時頃以降は車外でも休憩をとっていたことがあったと推認することが相当である。

そうすると、トイレ、喫煙及び食事に要する時間である30分間ないし1時間以外は、車から降りることがなかった旨の請求人の主張を採用することはできず、決定書理由(略)に説示するとおり、請求人が上記イの業務に従事していたとは認められない。

- (4) 本件に係る医証をみるに、D医師は、〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の本件疾病の原因について、「L5/S1分離すべりによる腰部脊柱管狭窄症と考えます。」と述べ、業務との因果関係について特段述べていない。

また、G医師は〇年〇月〇日付け意見書において「署の調査を確認する限りにおいて、本件疾病と労働者の業務との医学的関連性は認めにくいと思われる。」と述べており、業務との関連を認めていない。

なお、請求人は、D医師が請求人の主張を裏付けている診断書を作成しているとして、同医師作成の診断書を提出しているが、当該診断書は「仕事で長時間運転後請求人に症状が出現した」という事実経過を記載しているにとどまり、因果関係を認めたものではないと判断されることから、請求人の主張を採用することはできない。

- (5) したがって、請求人に発症した本件疾病は認定基準の要件を満たさないことから、業務上の事由により発症した疾病とは認められない。

このほか、請求人の主張を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。